

令和5年7月3日

佐倉市議会議長 岡村 芳樹 様

佐倉市議会議員 高橋 とみお

〃 石井 昇

〃 稲田 敏昭

〃 三谷 英継

高橋とみお議員の答弁の際の櫻井道明議員及び村田穰史議員による不規則発言に関する懲罰動議

上記動議を下記理由を付し、佐倉市議会会議規則第153条の規定により提出します。

記

1. 理由

さくら会の櫻井道明議員及び村田穰史議員は、令和5年7月3日、公開と改革の高橋とみお議員が、稲田敏昭議員に対する答弁の折、議会会議規則第49条に違反し、不規則発言を発し答弁を妨害した。

議会会議規則第49条では、発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。とある。

他方、櫻井、村田両議員は、議長に発言を求めることなく不規則発言を続け、著しく議場を騒乱した。

この妨害は、以下のとおり議会会議規則第146条にも違反している。議会会議規則第146条では、何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

以上により、櫻井道明議員及び村田穰史議員に対して、市議会の権威と信頼を失墜させた行為について反省を求め、懲罰動議を提出する。